

重要事項説明書

(訪問介護 予防専門型訪問介護サービス 生活支援型訪問サービス)

訪問介護 ねこのて

合同会社L&L

令和8年1月版

重要事項説明書

(訪問介護 予防専門型訪問介護サービス 生活支援型訪問サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	合同会社 L&L
主たる事務所の所在地	名古屋市緑区大将ケ二丁目618番地 富士ハイツ103号室
法人種別	合同会社
代表者名	宮脇 一

介護保険法に基づき 名古屋市長から指定を 受けている事業所名称 (指定番号)	訪問介護 ねこのて(2371404787号) 訪問介護 2371404787号 予防専門型訪問介護サービス 23A1401414号 生活支援型訪問サービス 23A1401414号
---	--

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護 ねこのて
指定番号	2371404787号
所在地	名古屋市緑区大将ケ根二丁目618番地 富士ハイツ103号室
電話番号	052-618-7062
出張所の名称	
電話番号	
通常事業の実施地域	名古屋市天白区、緑区、昭和区、名東区、南区、瑞穂区、千種区、日進市、豊明市。但し、総合事業は名古屋市内に限る

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	運営規定参照
運営の方針	運営規定参照

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	人数	勤務の態勢
管理者	1人	常勤1名、非常勤0名
サービス提供責任者	1人以上	常勤1名以上、非常勤0名以上
介護福祉士	5人以上	常勤1名以上、非常勤5名以上
訪問介護養成研修2級課程を修了した者	8人以上	常勤0名、非常勤8名以上
実務者研修を修了した者	2人以上	常勤1名以上、非常勤1名
初任者研修を修了した者	2人	常勤2名、非常勤0名

5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日(12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前9時～午後6時

6 サービスの概要

サービスの区分と種類	サービスの内容	
訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。	
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養素及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為として身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ防止のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。

身 体 介 護	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝 介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立支援の ための見守 りの援助	○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認も含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○排泄等の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるように介助します。 ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防の等のための見守り・声かけを行います。
	生活 援 助	買物 調理 掃除 洗濯
通院等のための乗 車又は降車の介助		通院等に関して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)

7 交通費実費

<p>利用者の居宅が、当該事業所の通常事業実施地域以外にある時は交通費の実費をいただきます。自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を超える地点から片道1キロメートルごとに20円を加算した額とします。</p>

8 キャンセル料

当日	100% ただし、急な体調不良など、社会通念上やむを得ない場合はその限りではない。
前日	午後5時まで 0%(キャンセル料なし) 午後5時以降 50%

	通 常	早 朝 ・ 夜 間	深 夜
区分	8:00~18:00	6:00~8:00 18:00~22:00	22:00~6:00
給付対象サービスと合わせて利用する場合	30分につき 1,750円	25%増し	50%増し
給付対象サービスと合わせないで利用する場合	30分につき 2,000円	25%増し	50%増し

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の急変緊急事態が発生した場合は、利用者の主治医等に連絡し、医師の指示に従い適切な対応にあたります。また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先へ連絡を行い、必要に応じて協力医療機関、警察、消防署等へ協力依頼し、市・町に連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 秘密の保持

従業者は、サービス提供をするうえで知りえた甲及び家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

11 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じます。

12 苦情申立窓口

ご利用者窓口	ご利用時間 平日 午前 9 時~午後 6 時 土日 午前 時~午後 時 担当者 管理者 宮脇 平 ご利用方法 電話 052-618-7062
名古屋市健康福祉局高齢者 福祉部介護保険課	ご利用時間 平日 午前 9 時~午後 6 時 土日 午前 時~午後 時 ご利用方法 電話 052-959-3087
国民健康保険団体連合会 介護福祉室苦情調査係	ご利用時間 平日 午前 9 時~午後 6 時 土日 午前 時~午後 時 ご利用方法 電話 052-971-4165

13 第三者評価の実施状況

<input type="checkbox"/> 実施している	<input checked="" type="checkbox"/> 実施していない
結果の開示	
<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない

令和 年 月 日

(乙)当事業者は、甲1(利用者)に対する訪問介護サービスの提供開始に当たり、甲1(利用者)又は甲2(利用者の家族)に対し、契約書及び本書面に基づき上記の重要事項を説明しました。

(乙)訪問介護サービス事業者

主たる事務所の所在地 名古屋市緑区大将ヶ根二丁目618番地
富士ハイツ103号室

名称 合同会社L&L
代表社員 宮脇 一 印
説明者 氏名 印

(甲) 私は、これから提供を受ける訪問介護サービスの重要事項について、契約書及び本書面に基づき、乙(当事業者)から説明を受けました。

(乙) 私は乙(当事業者)による訪問介護サービスの提供開始に同意します

(甲1) 利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(甲2) 利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 印